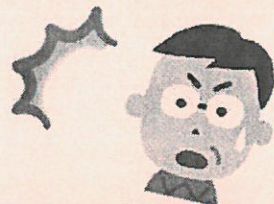


気をつけよう!!



強引に住宅改修を迫る勧誘業者にご注意!!

お宅に突然訪問し「区役所の紹介で」「介護保険を使って無料で住宅改修ができる」などと偽って、介護保険の要介護認定申請を勧めたり、個人情報を出し無断で要介護認定申請を行ったうえ、**必要のない住宅改修を強制するトラブル**が市内で発生しています。

区役所が業者を使って住宅改修を勧めることはありません!

介護保険被保険者証などの個人情報を、安易に伝えないようにしましょう。

介護保険証
✗

不審な業者などの訪問や電話があった場合は

- ◎ いらないと思ったものは、ハッキリ断りましょう。
- ◎ その場で決めてしまわず、家族や友人、ケアマネージャー、区役所、管轄の地域包括支援センターに相談しましょう。
- ◎ 改修をする場合は、複数の業者から見積もりを取るなどして、適正な金額か確認しましょう。



※介護保険の住宅改修の利用限度額は原則20万円（そのうち1割～3割が自己負担額）です。無料で住宅改修はできません。不要な工事をしてしまうと、将来本当に必要になったときに介護保険で工事ができなくなる場合があります。

おかしいな…と思ったら、お気軽にご相談ください。

◆介護保険のこと

東淀川区役所 保健福祉課(介護保険) 06-4809-9859

◆介護保険サービスのこと

東淀川区地域包括支援センター(大桐・大道南・豊里・豊里南・豊新地域) 06-6370-7190

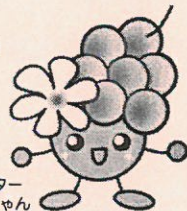
東淀川区北部地域包括支援センター(東井高野・井高野・大隅西・大隅東・小松地域) 06-6349-5001

東淀川区南西部地域包括支援センター(東淡路・淡路・西淡路・啓発地域) 06-6326-4440

東淀川区中部地域包括支援センター(下新庄・新庄・菅原地域) 06-6325-6915

◆契約に関すること(消費生活相談電話)

大阪市消費者センター 06-6614-0999



東淀川区キャラクター
こぶしのみのりちゃん